

### 3. 発意調査

令和元年度は、オンブズマンの発意により1件の調査を行いました。

#### ○検診費の支払いについて

オンブズマンは、後期高齢者等健康診査業務を受託する医療機関からの検診費の支払いに係る苦情を調査した結果、市民検診の公益性に鑑み、発意調査を行いました。

本件では、市が公益社団法人藤沢市医師会（以下「医師会」という。）に委託して医師会所属の受託医療機関が行う後期高齢者等健康診査業務に関し、市が「消費税率変更時の円滑な支払い事務の遂行に当たり・・・期限を過ぎて提出されたものについてはお支払いができない。」という法的な根拠も曖昧な、市からの一方的な通知をもって、受託医療機関からの検診費請求権を制限するような対応が採られていました。

健康増進課は、年度会計予算というシステムを採用している都合上、「毎月翌月15日までに提出するのが原則」と指摘している一方、消費税率変更による提出期限の変更通知につき、「お願い」にすぎないもので法的な拘束力はなく、また検診費を支払わないことを明言したものでもなく、同様の旨は医師会や医師会主催の説明会にて口頭で確認しているとの説明をしています。

しかし、検診費の支払いのような重要な事項を口頭でのみ説明するのは不十分であり、実際に受託医療機関に配布される市民検診実施要領には「期限を過ぎると支払わない」旨の記載があるため、早急に改善する必要があると判断しました。

そこでオンブズマンは、健康増進課に対して本件における問題点につき調査を継続した結果、令和2年3月31日、福祉健康部長より以下のとおり具体的な改善内容につき報告があったことから、本件調査を打ち切ることにしました。

< 市の対応 >



2020年3月31日

藤沢市オンブズマン 様

福祉健康部長

2019年12月17日付オンブズマンの発意に基づく「調査実施通知書」に係る  
その後の市の改善内容について（報告）

藤沢市オンブズマンの発意に基づく調査に対し、次のとおり改善を図りましたので報告  
します。

健康増進課は、各検診事業等において公益社団法人藤沢市医師会（以下「医師会」と  
いう。）と委託契約を締結し、円滑な業務執行に向け協議を継続してきました。これま  
で契約に基づく検診費等の支払いを適正に行うために、受託医療機関（以下「医療機関」  
という。）に完了報告書（以下「報告書」という。）の提出期日厳守をお願いしてきまし  
たが、期日を過ぎて提出する案件が常にある状況にあり、適切な支払いに支障をきたす  
ことから実施要領や通知に不適切な表現を用いてしまいました。

改善にあたり、実施された検診に対する支払い漏れがないよう、医師会と協議を行い、  
実施要領等における不適切な表現を改めるとともに、仕様書においても一部内容の見直  
しを行うなど対応の改善を図りましたので報告いたします。

「是正を要望する事項」に対する改善内容は次のとおりです。

1 「是正を要望する事項」と改善内容

(1) 藤沢市医師会と市民検診等実施に関する以下の事項及びその他必要事項の取り決め  
を医師会との口頭での合意や受託医療機関に対する説明会での口頭での説明という  
紛議が生じる形式ではなく、合意内容を書面により明確化すること。

ア 受託医療機関から市に対する検診等受託業務の完了報告書提出の方法及び期日並  
びに受託医療機関に対する検診費等の支払期日。

(改善内容)

医療機関から市に対する検診等受託業務の報告書の提出方法、期日については、  
実施要領に明記するとともに、実施要領送付の際に新たに「実施事業の提出方法、  
委託料支払いについて」の周知文を作成し、提出期日、提出先、提出方法、提出期  
日経過後の提出方法について周知する。また、医療機関に対する検診費等の支払期  
日については、別途医師会で定めるところによるものであり、医師会からの周知を  
行うこととする。

イ 完了報告書に定められた提出期日経過後に提出された場合の検診費等の支払期日。

(改善内容)

提出期日経過後に提出された報告書は、医師会がとりまとめ市に請求し、市は請求に基づき支払いを行う。また、医療機関に対する検診費等の支払期日については、別途医師会で定めるところによるものであり、医師会からの周知を行うこととする。

ウ 事務処理を円滑に進めるため、提出期日経過後に完了報告書を提出した受託医療機関に対する注意、勧告や委託契約の解除等の措置についての定めを設ける場合、その規定する措置に相応する具体的な適用要件。

(改善内容)

毎月の提出期日に提出できなかった報告書は医師会へ提出することとし、医師会は提出期日を過ぎて提出する医療機関の把握に努め、指導・勧奨する。また、医師会は、提出遅延の頻度が高い医療機関への対応について、今後医師会内部において協議する。

エ 受託医療機関に対する合意事項の実効的な周知方法、および合意事項に変更が生じた場合、受託医療機関が対応を執りうるために必要な周知期間

(改善内容)

委託の開始にあたって、医師会との合意事項を実施要領等に明記し、医療機関に対し個別に送付する。加えて説明会も開催する。また、実施要領等の内容に変更が生じた場合においても、必要な周知期間及び方法について医師会とともに検討する。

(2) 受託医療機関に交付されている「検診等の実施要領」及び検診等の実施に関する所定の書面の現在の記載内容が合意事項と齟齬している部分は、合意事項に沿って記載を訂正すること。

(改善内容)

実施要領において、「提出期日を翌月15日必着」としながら、「月毎の報告期日を過ぎての提出については、翌月の取り扱いとなります」と記載があるなど齟齬のある内容を訂正し、提出期日を翌月20日必着とし、別途報告書提出期日経過後の提出方法について明記する。

(3) 地方自治法第236条第1項は、「地方公共団体に対する金銭の給付を目的とする権利の消滅事項につき、他の法律に定めがあるものを除き5年とする。」旨を定めているが、市の説明においては、「完了報告書の提出期限後の支払いをしない。」ことの明確な根拠が示されていない。したがって、「検診等の実施要領」等に記載されている「期限を過ぎると支払わない」旨の文言を削除すること。

(改善内容)

「最終提出日後の提出についてはお支払いできませんのでご注意ください」という記載を削除し、「提出期日を翌月20日必着」に改善するとともに、帳票整理

期間を設け、業務完了届の提出にあたり、医療機関に対し、実施件数の誤りや漏れ等がないかを確認のうえ報告を求める。また、すべての請求が報告書提出期日または帳票整理期間内に行われるように、医師会と協議を継続し、その協議内容に沿って、今後医療機関に対する報告書の提出状況の把握や確認、指導・勧奨に努める。

以 上